


三木市記者発表資料 (令和5年12月28日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 福祉課	課長 山本 翼 (内線 2361)	生活支援係	0794-86-9955 (直通)

タイトル
<b>「令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）」の支給のお知らせを発送</b>
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>・手続き不要で1世帯あたり7万円を前回の3万円給付時に指定された口座に1月下旬から順次支給します。</li><li>・新たに支給対象となられた世帯には1月中旬以降、順次案内を郵送し、受付後、順次、支給手続きを進めます。</li></ul>
説明文
<p>国の方針により、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給します。</p>
<b>1 対象世帯</b> 令和5年12月1日時点で三木市の住民基本台帳に登録されている方で、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯。
<b>2 支給額</b> 1世帯あたり7万円
<b>3 今後の予定</b>
(1) 支給のお知らせの送付 前回の3万円給付金を三木市から口座振込により受給され、世帯員に異動のない世帯には、12月28日付で支給のお知らせを送付します。手続きは不要で、前回と同じ口座に1月下旬から順次支給します。
(2) 確認書の送付 今回の支給対象となっている世帯で、前回の給付金を三木市で受け取っていない世帯、前回の給付以降、世帯員に変更があった世帯等には1月中旬以降に確認書を送付します。必要事項を記入のうえ、返送いただいた後、市で内容を確認し、不備がなければ順次支給します。
(3) 申請書の受付 令和5年1月2日以降に転入者がいる世帯については、申請が必要となります。後日ホームページにて掲載する様式をダウンロードのうえ、福祉課まで提出していただいた後、市で内容を確認し、不備がなければ順次支給します。
<b>4 ホームページ</b> <a href="https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/24/64739.html">https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/24/64739.html</a>


本案件は次の SDGs 目標に関連します。

